

第4回公民館グランドデザイン検討委員会 議事録

日時 令和2年12月19日
場所 蒲郡市民会館 大会議室
時間 午後2時から

第4回の検討委員会

1.スケジュール、前回までの振りかえり

- ・事務局よりスケジュールの説明
- ・前回までの検討内容について

○第1回の検討委員会では、現在の公民館の現状と、アンケート結果を含めた課題を説明し、解決策として交流館を地域交流拠点機能、中央公民館を社会教育機能として、機能を分けるということを提案させていただきました。

○2回目では、その提案に対して、ご理解を深めていただくために、なぜ交流館と中央公民館に分けたらいいのかということについて説明をしまして、それに対して委員の方々より、様々な意見やご質問をいただきました。

○3回目では、公民館の利用の拡大について検討していただきました。今蒲郡の公民館が利用の制限がたくさんあるため、より多くの人に使ってもらうためには、利用の制限を見直したほうがいいのかということについて検討しました。利用制限は社会教育法の営利や個人の利用が禁止という内容についての解釈の仕方からきているところから、社会教育法を適用外にして、幅広くいろんな何でもできるような施設にするべきなのか、社会教育法の適用の中で、できる限り、広げられるものについてやっていったらどうかを、グループ討議していただきました。結果として社会教育法内の適用の施設として、できる範囲で、利用の範囲を広げていったらいいのかという結果になりました。

また、使用料の徴収のことについて、触れさせていただきました。

利用の拡大をするときに使用料について検討した方がいいのではないか、ということ事務局から提案させていただきました。こちらの方は、この後しっかりやらせていただきます。3回目の最後の時に施設の配置について、今日の議題として、投げかけだけさせていただきました。

委員長：

ありがとうございました。

では、今説明していただいた内容につきまして、ご質問のある方いらっしゃるでしょうか。では、ご質問がないということで、ありがとうございます。

では続きまして次第の2の方に移りたいと思います。使用料についてですね。

こちら事務局から説明をよろしく願いいたします。

使用料について 資料 P. 4～6 アンケート結果、使用料についての考え方

事務局：

はい。では1枚めくっていただいて4ページの大きな見だしの3使用料についてというところの説明になります。先ほどもお話ししましたが3回目のときですね、ちょっと使用料についての共通理解が浅かったかなという印象が事務局としてちょっと感じたものですから、今回もう一度、皆さんと市の理解を共通のものにしたいということで、検討させていただきたいと思います。使用料の徴収についての考え方なんですけども、まずアンケートの結果の方です。公民館の使用料についてアンケートの中で、お伺いしている問いがありまして、利用者の中には有料でも施設を自由に使いたい方もいると思うのですが使用料について、今後どうすべきだと思いますかというものです。ここで一番多かったのが有料と無料のルールを作り、多くの方が利用できるようにすべきだと思うというのが56.1%。あと公民館を利用する人は相当の使用料を負担すべきだと思いますというのが9.7%で、半数以上の方がある程度、使用料を徴収すべきだという回答をいただいています。次のページです。5ページを見ていただきますと、使用料2と9ですね、使用料について公民館利用者が使用料を負担する場合、使用料の収入総額としてどの程度が適切かということをお伺いしているんですけども、ここで一番多かったのは光熱費等が賄える程度というふうにお答えいただいている方が一番多かったです。問10ですが、有料になった場合の影響についてどうなると思いますかというところで一番多かったのが公民館利用の頻度が下がるというふうに答えられている方が、3割弱ぐらいですね見えたということここが一番多かったよというのがアンケートの結果になっております。そういったものを見ると事務局としては、雰囲気として、今までできていた内容のものは無料で、これから利用の範囲を広げていく営利活動だったり個人の利用とかと市外の方が利用できるように、もし、なった場合にはそういったところでは有料にすると施設の利用が減っちゃうんじゃないかという人達が多分今、無料で使われてる形なのかなと思うもんですから。その辺がカバーできるのかなというふうなことを前回話したんですけども。そもそも受益者負担の原則というところから考えると、みんな一律に、何らか負担してもらう必要があるという考え方もありますし、使用料の徴収対象については市町村によって、本当に様々で、利用料金の設定についても市町村によってまちまちなものですから、考え方

としては、今後その利用の範囲を広げるときには、蒲郡市としても使用料については考えていく必要があるのではないかと、ただそこについて、今回、何に対して幾ら取ろうというところまでは決めずに、その時に、蒲郡の手数料見直し検討委員会というのがあるんですけどもそこで定められている施設を利用するときの平米数の単価だったりそういったものもありますので、それが公民館に対して妥当なものであるかどうかというところも見ながら、他の市町村のことも十分研究をしながら慎重に、考えていきたいと思いますというところまでを、ここで一応共通理解として、お話をしておいたほうがいいのかというところ。そこから辺までというところで、今回の検討の中では、いこうかなというところ。以上で説明を終わります。

委員長：

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対してご意見とかご質問はあるでしょうか。ある方は挙手をしていただければと思っています。はい。では〇〇さんお願いします。

委員：

はい。第3回目のときにも話が出たので、重複しているかもしれませんが、この問12について当然有料になったら普通で考えれば使用頻度が下がる。これは、普通そうなるであろうということなんですけど、公民館をさらに使っていこうという中での話ですので、有料にしたら、かえって公民館の利用が上がる。ここでは6%の人たちの期待に沿えるような、有料化というのを考えなければいけないというふうに思っています。つまり、有料化するというのは、今まで駄目だったものが、今まで使用ができなかったものが、有料化という中で使用可になったと、そういうような、使い方ですかねや有料化については、そうすることによって、利用が増えていく、というふうに思います。具体的に、どういうことかというか自分の経験上で言いますと、例えば今でもそうなんですけど、クラブ教室と言っても、それぞれ教える方がみえると、講師の方がおるわけですよ。少人数で教えておるうちは、そんなに、営利とかそういうことは意識しないわけですけどね。だんだん会員の数が増えてく。会員の数が、そうになっていったときに本当に、これは営利ではないかというような話になっていくということで、今まででも、東部公民館でいうと、子供の習字、本当は地域の子供たちが、習字を習う習字教室なんていうのが公民館でやってるのはいいことなんですけども、ただ人数が増えて、これは営利というふうにとらえ方の中で出て行っていただいたということもあります。他にもそういうことは、多々あるので、そういった意味で、有料化というのはやっぱり営利に関わることで、なおかつ地域のためにもなる。だか

ら有料化の中で、使用可にするというような形をとっていけたらなということ
は思っております。

委員長：

ということですね、一律に有料化ということではなくって、今回の検討の中で
新たに利用拡大をしていくと、その利用拡大をしていただくその範囲内におい
てのみ有料化という、そういうご意見であったかと思imasので、一律に有料化
しちゃうとやっぱり、公民館を活性化しようというその理念と反するんじゃない
かというご意見だったかと思imasが、その他、いかがでしょうか。はい、お
願います。

委員：

前回もその有料化の話が出て、それを帰って、ちょっと考えてみたんですけど。
例えばクラブ活動で使われるというような場合があるかなと思うんですが、私
はそこで考えたのは、一応皆さん全員有料ということにするんだけど、その会
員以外の新しい市民とか、子供さんとかに、体験講座を開く、1年に1回以上、
開くということを条件に無料にするとか、そうすると、新しい拡大というか、教
育の場が広がるという意味では、双方にメリットがある。これはどうかなって、
今日言いたくてこれ考えてきました。内輪だけで終わっちゃうとなると、後継者
がないとか、クラブ活動をやめていかなきゃいけないとかというそういうふ
うな、問題があったと思うんですけど、そういうところも、もしかしたら新規会
員獲得にも繋がったりして、そのクラブとしてもメリットがあると思うし、これ
はWIN-WIN じゃないかなと考えました。以上です。

委員長：

ありがとうございます。そうですね。

公民館というのは、単なる学習とか教育の施設ではなくって地域づくりに生き
るような施設でもありますので、そういう理念に沿った、踏まえていただいた案
でもあるかなというふうに思いました。ありがとうございます。その他ご意見が
ある委員の方いらっしゃるでしょうか。はい。〇〇さんお願いします。

委員：

これまで今までね、使っている地域団体による無料というのは、いいというか、
当然町からも、公民館の方には助成金という格好で出していますので、地域の団
体が利用するという場合は無料でも当然良い。いいというのか、あるべきだと思
うんですけど個人が利用する場合は有料で、徴収という方向がいいとは思うん

ですけど、ただその場合ね。当然、今度公民館に駐在されてる方。当然駐在しておられる時間も長くなってきますよね。その関係の人件費等を考えた有料。金額の設定というものも、もしくは有料とする場合はね、必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど。その辺の算出ってこれから多分出てくると思うんですけど、難しいんじゃないかなという気がするんですけど。

委員長：

これは事務局の方から何か、考えがあれば説明していただいた方がいいかもしれないですね。

事務局：

職員の人件費まで賄う分をとということになりますと、結構金額が上がってしまうのかなと思うんですね。で、例えばなんですけども、今現状は地域の一部の方たちが大事に使ってくれていて、そのクラブサークルの人たちの協力の上でトイレの掃除をみんなで順番にやったりだとか、あと職員ももちろん掃除とかもやるんですけど、そういったものに対して、有料で少しずつみんなでお金をもらって、そこを委託して職員の負担をちょっと軽減するとか、そういうやり方もあるのかなというふうには思っています。そうするとみんなで、みんなの建物を維持していこうねというような、そういう意識にもなるのかなというのと思うんですけど、そこで、でもみんなで職員の方たちの人件費を賄おうねってなっちゃうと多分、すごく単価が上がってしまうのでその辺はやっぱちょっと難しい。金額として難しいのである程度、その辺をどこかの人件費に変えて、充てれるといいなというのはもちろんありますけども。はい。

委員長：

〇〇さん、いかがでしょうか。

委員：

私が言いたいのは今まで排除していた方たちが、有料で使うという場合に使用料をもらうという場合に、その分に対して、金額をどういう設定するか。当然、今までは全員でね、今まで利用、無料で利用された方たちは、当然今は全部もう掃除なんか、協力されていますんで。ただ、有料で使える方、掃除なんか多分、しないと思うんですよね。トイレ掃除など、後の片付け清掃ぐらいは当然されていくとは思いますが。そういう面でなかなか、金額設定というのが難しいんじゃないかなという、気がするんですけど。ですから、私の言った人件費ってのは、これからプラスアルファになってきた方に対する、事務所におられる方の人

件費、当然今までとは、使う使用量が増えればその分、長くおられなければいけなくなってくるということになると思いますんで、そうすると、今までと同じ、人件費じゃ事務の方が、私でも働いてるのにそれに対する実入りなければね嫌だという気持ちは当然出てくると思いますんで、その辺はある程度考えて、金額設定というのが必要なのかなということです。

委員長：

はい。ありがとうございます。はい、〇〇さん。

委員：

蒲郡市ではない他の市ですが、参考になればいいと思ってお話しますが、とある公民館が古くて、10年ぐらい前に新しくしました。そのときに、使用料を取ることになりました、そしたら、2年の間に、半分以上教室がなくなってしまいました。どうしたことかと思いましたが、ちょっと田舎でも無料のところ、施設がちょっと、エレベーターないけれどということで、皆さん引っ越しされちゃって、2年ぐらい前からだんだん減って、今年は公民館の役員さんたちが、コロナだもんですから、盆踊りは廃止、敬老会は廃止、運動会もなく、いろいろな運営費が、助かったというわけじゃないですけど、来年はいかにせいということで、それで悩みまして、結局施設新しくしたもんですから、まず冷暖房ですね、それを1時間に200円ずつ借りた人が場代も払い、光熱費も払ってるもんですから、だんだん利用する人が少なくなって、今後、あそこの公民館は、市からのあれもありますので、あれで、ですけど、今回、皆さんの公民館も、そういうことがどの程度で、2階のホールは、朝昼晩と値段が違います。午前中昼間は使わないけど夜は電気代が一番高いですね、ホールもだけど、ちっちゃい和室は、何百円。500円と。ですけど、冷暖房は、個人個人で使った人が入れてください。だから、どの辺を基準に、持っていくかということがとても難しいことだと思いますし、お年寄りの人また若い人、子供会で使うときは無料ですけども、その辺の決め方を、皆さんで検討したいなと思っています。

委員長：

はい。ありがとうございます。ということで、やはり懸念されたような影響は出るのではないかと、そういうご意見であったかと思えます。その他いかがでしょうか。かなり、割と意見が出てるという印象ですけども。でも他の議題もありますのでという感じで。よろしいでしょうか。はい。この点の使用料の議論というのはかなり確かにナーバスな問題であるというのは確かです。今全国の市町村です、受益者負担の原則というのを言わない、そういう市町村っての

は存在しないぐらい、浸透してる考え方の一つになっているんですけども。公民館の場合は社会教育施設であるという、あと地域づくりの施設である、そのことはやはり考えておく必要があると思うんですよね。といいますのは、社会教育というのは教育の一環ですので、日本国憲法の教育を受ける権利の適用を受けるんですね。26条にはすべて国民は等しく教育を受ける権利があるということ書かれてあるんです。この規定に基づいて、子供たちはですね、授業料払わずに中学校まで行けるということになってるわけですよね。なので、社会教育も、その理念から考えるとですね、無料であるか。お金を取るとしても本当に経済的に苦しかったとしても使える。それぐらいの利用料であることが望ましいというのはこれ、社会教育研究者のですね。ほぼ統一した考え方なんですよね。なので、受益者負担の原則とか、新たな利用拡大による有料化であるとかいろいろな考え方があって、今日のところは意見はまとまりそうではなくって今後も検討を続けていきますということになるとは思うんですけども。でも考えなければいけないのは、そういうね、地域の人たちがすべて利用したいという時に利用できるような、そういう有料化するにしても料金設定であるということが必要である。そのことは検討しておく、念頭に置いておく必要があるのかなというふうに思います。なので実態としては、有料化している社会教育施設でも、本当は光熱費程度とか、或いは講座を受講するにしても、教材費程度しか取っていないというようなところがもう圧倒的に多いというのが現状であろうと思います。そうしたことも踏まえながらですね、今後ともこの点については検討を続けていければというふうに思います。ありがとうございました。それでは続きまして、次第の3に移ってもよろしいでしょうか。

3 施設の配置について 資料 P.7～23

- (1) 公民館はどこにあるとよいのか
- (2) 将来の施設配置の考え方

委員長：

では次第の3の施設の配置について。これについてはですね前回の終わりにですね事務局から投げかけがありまして、次回ですね、皆さんのですね、ご意見を聞かせてくださいということでしたので、まず事務局の説明をする前にですね順番に、委員の皆さんからですね、お考えを聞かせていただければというふうに思います。では、〇〇さんからお願いしてもよろしいですか。

委員：

配置ですね。前提としてこれからは学校に、小学校、府相公民館のようにやっ

ていくと人口の問題等もあるのであれば、学校区ごとの配置でいいかなと思いますけど。それについては今あるべき姿がまた 10 年後 20 年後 30 年後には違って、人口比とかも違ってきてると思いますので、そのときに、どこを目標にというわけでもないですけど、どの時代でもあったような区分けを考えると、基本的には学校区程度の区分けがいいかなと持っております。

委員長：

ありがとうございました。では続いて〇〇さんお願いいたします。

委員：

〇〇です。

これについては、世代によっていろいろな意見があると思うんですけども、とても難しい問題だなと思って、聞かせていただきましたけれども生活圏に合わせて、小学校区を、前提としてというのはとても良いアイデアではないかなと思います。以上です。

事務局：

では続いて〇〇さんお願いいたします。

委員：

このABCの中で一番C案が一番私はいいと思いますけど。一番ね、公民館がずれが少ないというC案が一番いいんじゃないかと私は思いました。

委員長：

ありがとうございました。では続いて〇〇さんの方からお願いいたします。

委員：

うちの子供が蒲南に通っていた蒲郡西総代区に住んでおります〇〇です。正直言うとね、今の蒲郡公民館というのは中央小と蒲南小と、竹島小の一部が蒲南小も一部なんですけど、そういう利用の状態にあって、蒲郡南部小学校の学区の中に小江公民館というのもあって、同じ学区の中に、二つの公民館があって、うちは蒲郡公民館使うんですけど、ちょっと同じ学年の子供、お友達にしてる子は、蒲郡公民館どこにあるか知らないとかって言われると、何かちょっとショックみたいな感じがあるので、小学校の校区に、公民館 1 個にさせていただけるとありがたいというふうには思います。もう 1 個言うと、中学校区も分断しない方が嬉しいんだけどなと思うんですけども小学校の方が切実です。小学校区は、

できるだけ同じ小学校の子は、同じ公民館が使えるというのが、理想です。どうしてそういうことを言うかということ、子供会やってるんですけど、子供会というのが、公民館単位で活動している。それで小江公民館のエリアの子は、小江子供会という形であって、蒲郡公民館のエリアの子は蒲郡地区の子供会、ただ中央小が後からできてしまって中央小の子供会という後から独立したということで、蒲郡地区の子供会というのは、空中分解してしまったという経緯があって、ここが同じ学区で子供会ができてれば、こんなに空中分解することはなかったのかなというふうな、今から取り戻せるかちょっとわかりませんが、子供会の立場としては、小学校区に 1 個の公民館だったらもうちょっと活動が活発だったんじゃないかなというような思いからの意見になります。以上です。

委員長：

ありがとうございました。では、〇〇さん、いかがでしょうか。

委員：

すぐには難しいだろうと思いますが、私の経験から、竹島の公民館は府相公民館が引っ越ししまして、今小学校の隣に行きました。もう明るくなったことと子供たちの声と、給食のいい香りもしますけど、作品展を見てあげて、それに対してちょっと日誌に、褒めた言葉を書いていたら逆に、館長さんから、小学校の子たちが作った作品をロビーに置いてあったり、それからまた西部の公民館はすぐ隣に学校がございました。昔は、1年に一遍学芸会と公民館祭りを一緒にしまして、寒いときでしたけど、体育館の中で午前中は子供たち、午後から大人の発表会、それがまた公民館に移っても、今なお、西部の公民館まつりは、子供たちのも参加して、合唱、紙芝居いそのようなもの一緒にやって、時々市長さんもいらっしゃいます。神ノ郷物語というんですかね神ノ郷のいろんな歴史を子供たちと一緒に見ております。だからやはり、これからの将来はできれば小学校の近くに新しく建築したら、楽しいかなと私は賛成でございます。

委員長：

ありがとうございました。では、〇〇さんお願いします。

委員：

今回の話し合いの中で、公民館は、小学校と集約、小学校の中に入って要するに施設のそういう集約化というような、蒲郡市の考えの中で話が進んでおるわけですので、当然、今、市内に小学校が 13 あるわけですけども、そういうことから言えば、全部入っていけば、公民館が 13 あると良いということです。でも現

実には今 11 の公民館です。で、食い違いをどうするかということだと思っただけです。例えば、大塚や西浦、それから、塩津とか、そういうところは非常に環境が、整ってるといえるか、1 小学校 1 中学校で成り立っておるし、そこに 1 公民館でとなってくると、そういうところはもうスムーズに行くわけですが。この町部、それから、三谷と形原は、学校は二つだけでも、公民館が 1 個とそこをどうするかというのが、問題をここで話し合われることなのかなというふうに思っています。で、理想を言えば本当に 1 小学校 1 公民館だけでも、現実に財政の逼迫といえるか、そういうこともあって、そんな理想通りにはできないのかもしれないけど、できるだけ、そんな形になればなという事は思います。

委員長：

はい。ありがとうございました。今委員の皆様から意見を、はい。出していただきまして、〇〇さん皆さんの意見聞かれて何か。気がつかれたこととかありますか。

委員：

私は、三谷の公民館近くなんですけど。古いですしね、駐車場がちょっと少ないもんで、そこら辺がちょっと、公民館はあんまりあっちこっちあってもう、今からどうかなと思ったり、と思っています。

委員長：

ありがとうございます。公民館の配置の問題についてなんですけれども、何て言えばいいんですかね。私は蒲郡の人間ではないので地域のことというものが、なかなかよくわからないというところがあるんですけれども、皆さんの意見を伺いすると、いろいろ地域によって、小学校区ごとにならないみたいなそういうところが細かくあるようなんですけれども、でも原則としてはだから例外は出てくるかもしれないんですけども、原則としては小学校区という、そういうの念頭に置いた配置がいいというご意見が多数であったかなというふうに思うんですけれども。それを考えると、今後は、小学校区ごとの配置で、例外はあるにしても原則としては検討すべきという形でまとまるのかなというふうに思いますけど。そのような形でよろしいですかね。はい。ありがとうございます。では、何人かの方からも意見がありましたけれども地域学校協働活動、公民館との関係も深めていくということもあるのでそれはそれなりにやはり筋の通った検討の方向性かなというふうに思います。では、あとですね私が若干これは気になっているというか、質問というか、これから事務局の方から、今、この方針というものを念頭に置きながら説明をしていただければと思っているんですが、そのつ

いでにですね、今後の施設のあり方として、やはり昨今、新型コロナウイルスの感染拡大というのがあって、これが3密を避けろというのが拡大を防ぐための方針ということがあってこれが社会教育の理念と、真正面からバッティングするんですよ。社会教育というのはもう出会い、触れ合い、分かち合い、これが原則なので、そうしたことに対して、今後どういうふうに対応するのかというのも若干気になってはいるところですので、そうしたことも触れていただけないのかなというふうには思うんですが、いずれにしてもそれも踏まえてですね、今後の施設配置について事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局：

はい。では資料7ページのところになります。先ほど皆さんにいろいろご意見お伺いしまして、小学校区ごとの単位で検討をしたらいいんじゃないかというところで、その単位での検討資料を今回作ってあるんですけども、そもそも公民館の方の配置の基準として、公民館の設置及び運営に関する基準というものがあまして、そちらに人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係活動団体の活動状況を勘案して配置するというようなことが載っています。そういったこともいろいろ考慮した上で、各学校区ごとにこれから検討の方をしたいと思います。全部の地区ごとですね、7地区中学校区ごとの検討内容になってますが、蒲郡北地区と蒲郡南地区に関しましては、ちょっと学校の配置とかがややこしいので、そちら後程詳しく検討させていただきます。それ以外の地区について最初に説明を順番にさせていただきます。

では1枚めくっていただいて8ページです。大塚地区から説明させていただきます。まずこちらの表ですけども、薄いオレンジの大塚小と書いてある表についてなんですけど、こちら平成27年の国勢調査のデータをもとに、小学校区別の人口を出してあるものになります。そこから25年後までの人口の推計値が出てまして、大塚小でいいますと総人口が25年後にはマイナス13.7%に、なるんじゃないかというような値が出ています。右側にあります黄色い表です。最近の令和2年の11月1日現在の住民基本台帳の常会別の人口と世帯数から拾ってあります。なので、こちらの右側の表の左側の表の総人口のところ、学校区というところもありますけど、国勢調査の方の数字でもありますので、必ずしもこちらの人口が2020年のところ見てもらうと、全然ちょっと違っているところもあるんですけどもこちらの、小学校区の方で出ている国勢調査の将来の推計値の値を、使わせていただいて、公民館が抱えている、その地区の人口が将来的に何人になるのかなというところを、一番下の、令和2年から令和27年までの人口増減率というところがマイナス13.7%なので、現在の人口5603人から、マイナス13.7%引かしてもらおうと、令和27年の人口が4835人になるのではないかと

というような使い方をさせていただいています。大塚地区に関しましては先ほども言いました 2027 年の時には 5000 人弱というぐらいの規模の人口になります。めくっていただくと 9 ページに地図があります。大塚地区は人口規模が、小さいけれども、生活圏だったり、交通条件みたいなところから考えると、やっぱり地区に一つは公民館は、いるよねというところで、大塚地区には一つ公民館が必要ではないかというふうに考えています。ただし今大塚の公民館 3 階建ての大きな施設になっていますので、また建て替えなどを検討する時には今よりも規模を少し小さめにしたものに、変えていきたいと思いますというところを書いていきたいと思います。次のページです。

10 ページ。三谷地区です。同じように計算をすると三谷地区人口が現状 1 万 3000 人いるんですけども、令和 27 年には 1 万強の人口になるであろうというところになります。三谷地区とても大きいんですけども、三谷地区には、三谷小学校と三谷東小学校と二つ小学校があります。ただ、もう 1 枚めくってめくってもらって 11 ページに三谷地図が出てくるんですけども。二つ小学校がありますが、こちらの三谷公民館 1 館で今、二つの小学校区の方で両方で使っている状況で、これをそれぞれの学校ごとで分けてしまうと地域の方を分担するような形になってしまうものですから、三谷地区も現状と同じように、1 館、置いておくべきではないかと考えております。

蒲郡北地区と蒲郡南地区ちょっと飛ばしていただいて、18 ページの塩津地区です。塩津地区も、現在 1 万強のところなんですけど 27 年の時には 1 万弱という推計が出ています。ただ先ほど〇〇さんからもお話ありましたように塩津地区は 1 地区 1 中学校 1 小学校で 1 公民館というところで、現在塩津公民館の改築の方の計画も進んでおりまして、小学校の敷地内に新しく作っていきましょうという計画が進んでおりますので、塩津地区も現状と同じように、1 館、というふうに考えております。

1 枚めくっていただいて形原地区です。形原の地区も人口とても大きなところにはなりません。形原小学校と形原北小学校二つの小学校がある地区になります。形原公民館が比較的新しい公民館になってましてしばらく建て替えの予定がありません。ですので、三谷と同じように、同じ一つの地区で一つの公民館をみんな使っていただけていますので、こちらをまた形原と形原北と分けるとなると地区を分断するような形になってしまうものですから。形原地区も三谷地区と同じように、一館、今の公民館を共有して使っていただくというような形になります。

西浦地区ですね 22 ページです。西浦は人口が 27 年になると、4000 切ってしまうということで少し小さな規模にはなってしまうというふうには、推計としてはあらわれています。次のページ地図があるんですけども。西浦の公民館も

西浦の地区で一つで、地形だったり、生活圏みたいなところから考えると西浦の方が形原まで行って使うというのはちょっと現実的ではないというところで、西浦の地区にも、一つ、公民館が必要かなというふうに考えます。西浦公民館も現在、小学校の敷地内の方に建て替えの計画が今進んでおりますので、こちらの方も、一地区一公民館という形で考えております。まずここまででお願いします。

委員長：

ありがとうございます。ではですね先ほども説明がありましたけれども、蒲郡北地区と蒲郡南地区についてはこの後検討していただくということですので、それ以外の地区について説明をしていただきましたけれども、今の説明についてご意見ですとかご質問ですとか、ある方いらっしゃいますでしょうか。〇〇さんお願いします。

委員：

話し合い一番最初の話に戻りますけども、1 小学校 1 公民館と言った時に今の出た地区で言いますと、やっぱり三谷と形原が、1 公民館 2 小学校とそういう発想というのは、どこから出てるのかということなんですけども、要は、市の財政の問題からそういう提案をされているのか。それとも、例えば三谷町が分断されちゃう二つの公民館に置かれた、そういう発想の中から出ているのか。これは形原も同じですけど、どういう発想で、一公民館二小学校になってるかというのを聞きたいです。

事務局：

理由としてはやっぱり地域が一つの地域で、1 個の公民館を今うまく使っていただけでるので、そこをあえてこう、切り離すようなことはしたくないなというのがまずあります。形原に関しては、公民館がこれから小学校の建て替えに合わせて、もし、合築していくにしても、小学校単位でという形になっていくところ小学校の建て替えにというふうにはなるんですが、形原公民館がまだちょっと新しいのでそういったこともちょっと考えにくいというところもありまして、形原は今の公民館を中心として地域学校協働活動をやる時にはそれぞれの小学校にそういった窓口設けて、そこから公民館と連携した形で実施していただく形になろうかなというふうに考えております。

委員：

新しい公民館の形として、本当に小学校の中に入って、今言われた地域学校協働活動ですか。それをやっていくと、地域の子供が、地域の時おじいちゃんおばあ

ちゃんと一緒になる機会が多くなる。そういうねらいというのが、やっぱり、学校に入らないとなかなか、できないんじゃないかなという懸念はあります。

委員長：

その辺に関しては事務局から何かありますか。

事務局：

学校の中に公民館がない学校というのが、多分その形原もそうなるのかなというところと、あと、これから南地区の方も検討していくんですけども蒲郡公民館が現在新しい公民館としても建ってしまっていますので、そこら辺もやっぱり、今中央小学校が上り公民館を使ってるんですけど結構距離感がある中で、利用をさせていただいてるような状況になっています。そこもやっぱり動かしようがないものですから、そこに関しては学校の中でうまくその地域の人に入ってもらって、交流ができるような場を設けていくのかなと思ってまして、その窓口自体も学校の中にきちんと置いた形で、活動していけたらいいのかなというふうに思っています。本当は公民館使ってもらおうと公民館がにぎわってすごくいいんですけど、ちょっと離れたところにあるところは学校で、中心でやってもらうのかなというふうに考えています。

委員長：

よろしいですか。

委員：

1 個聞きたいですけど。地域学校協働活動というのがスタートしたとしてですね。その時にいわゆるアドバイザーを、それぞれ地域と学校をつなぐアドバイザーをつけると。具体的に、どうなるのかよくわかりんですけど。そういう形はできるわけですね。将来的には、そのアドバイザーが、それは地域協議会が、任命して決めることだとは思いますが、僕の気持ちとしてはですね、やっぱり、公民館の中から、要するにもっと言うと、公民館の主事さんがおるわけですけど、公民館本当にもう 1 人という思いの中で、そういうアドバイザーも、公民館に籍を持った中で、学校とのパイプ役になるといいなというのが、あるんですので、やっぱり公民館の人間だから地域のことも知っておるし、学校のことを、ともうまく、一番、アドバイザーとしても適するんじゃないかなという、気持ちを持っております。そこら辺のところを、これどうなるかなんて聞かれても、答えれんかもしれないですけど、ごめんなさい。

委員長：

はい。ありがとうございます。大事な検討課題だと思いますのでこの点についてはまた今後も引き続き、何らかの形で検討が進められるといいのかなというふうに思います。一言だけ、私が気がついたことをお話しさせていただきますと、先ほど小学校区を原則としてという話が出ておりましたけれども、公民館というのは地域づくりのための学習といった、そういう施設という、局面もあって、なので、地域全体のまとまりということももう無視できない要素でもあるんですよ。だから、教育、事務局の方もかなり苦慮されて、案を作っておられるのかなという気がいたしましたね。だから公民館設置基準で、地区のこととかもね、設置のときに配慮したほうがいいよというのはそういうことなんですよね。はい。なので、一方では小学校区のこととも考えるとともに一方では、地域全体のこととも考えなきゃいけないという。その中であの時、原則は原則として持ちつつも、柔軟に検討できるというのかなというのが一つですね。あともう1点なんですけれども、公民館というのは建物としては一つなんですけれども、やはり社会教育をきっちりやっているとところではですね、公民館にさらに分館を設けて、地域単位の活動をね、活発にさしているというそういう工夫もしているところもありますので、なので地域的な事情で、公民館の数が十分に設置できないということになったときは、その分館みたいなものを、そうしたものを例えば学校の余裕教室を使うであるとか、そうしたアイデアもあり得るのかなとは思っていますので、この辺もやはり、社会教育の本来の理念、とか地域学校協働活動の理念を踏まえながら柔軟に検討していけるといいのかなというふうに思いました。

それでは、その他、ご意見がある方いらっしゃるかご質問。

ではありがとうございます。では、でも先ほど私が言っておりましたコロナ新型コロナウイルスの感染拡大の対応という点について、もしよければ、すみませんちょっと漏れてしまいました。

事務局：

新型コロナウイルスの対応ですね、現状本当に公民館の方、もういろいろとやれないことばかりで、皆さんには本当にご迷惑おかけしちゃってるところではあるんですけども。何かこう公民館というところがそもそも今もう高齢者の方がたくさん使う施設になっているものですから、やっぱりどうしてもちょっと厳しめにはなってしまうということもありまして、でも今後もですねそのときの社会状況とか感染状況とかそのときに作られる防止マニュアルみたいなものもあるかと思っておりますので、そこに沿ったきちんと対応がとれるような形の施設にしていく必要があるのかなというふうには考えております。

委員長：

ありがとうございます。これは本当、全国どこの市町村でも今これは対応に苦慮しているところでもありますね。なので、私いろんな市町村の社会教育委員やっていますけれども、市によっては委員の方から、こんな感染拡大状況なのに公民館の利用を再開していいのかみたいなそんなことまでおっしゃる方がいらっしゃるんですけども。やはり、何て言えばいいんですかね、感染予防した上で集うということそのものが地域住民の方の心のね、健康ですとか、或いは安らぎですとかね、居場所感でありますとか、生きがい、そうしたところに繋がる面もありますのでうまく両立できる道を探っていただけるとありがたいかなというふうに思います。ありがとうございます。それでは蒲郡北地区と蒲郡南地区以外の地区についての検討については特に他にご意見はないでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは蒲郡北地区ですねそちらの方の検討に移りたいと思いますので事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

はい。では蒲郡北地区の方ですね、説明をさせていただきます。

横長の資料 12 ページになります。蒲郡北地区になるんですけども、13 ページの地図を見ていただきますと、これが、中部中学校の学区の地図になるんですけども。まず西部公民館と北部公民館が二つあります。小学校としては西部小学校、北部小学校がありまして、ちょっと南の方に中央小学校もこの北地区に含まれているんですけども、中央小学校が南地区にある蒲郡公民館を主に使っているということです。中央小学校と蒲郡公民館は南地区の方で合わせて検討をさせていただきます。ですので北地区に関しては蒲郡西部公民館と北部公民館、についてお話をさせていただきます。北地区の人口ですね、北部小と西部小のところの、総人口の平均とか合計のところ、推計を出していきますとマイナス 12% ということで、両方の地区合わせて 6000 弱という形になります。こちらの方、人口の規模が少ないよというところと、あと 13 ページの地図とあと別紙 1 の大きな地図があるんですけどもこちらの方を見ていただくとちょっとわかりやすいのかなと思うんですが、公民館の場所も近くて、そうですね地域、地域としてもある程度まとまりがあるような、位置になるのかなあというところで、こちらの方が将来的には、この地区で一館というふうにしたらどうかなって思っております。はい、北地区は以上です。

委員長：

はい、ありがとうございます。今蒲郡北地区の内容についてご説明がありましたけれども、はい。ご意見やご質問などはある方は、、、〇〇さんお願いします。

委員：

一応私、北部地区なんですけど、私個人的には統合してもいいかなという気はしますけれど、実際問題ですね、今まで、小学校区に公民館という話が議論できてまして、今まで小学校二つで、公民館1個ということは今までずっとね、うまくやれてからそれでこれたということだと思いうんですけれど。実際問題北部公民館と西部公民館では、行事とかも全然違うことをやってると思いうんですが、それをすり合わせるというのは大変難しいと思いうんです。北部の場合ですね、公民館主催で、小学校と北部学区の運動会を一緒にやってるというようなことをやっています。それを西部に、同じようにやれというようなこともなかなか難しいと思います。ですから公民館でのすり合わせ、行事のすり合わせが大変難しいんじゃないかなというふうに思います。もしかして主事さんをね、北部地区主事、西部地区主事なんていうようなことをやれば、統合の意味もないですし、なかなかそれは、難しい。将来的に長い目を見ていって見ていけばね、可能かもしれませんが、実際問題、相当、軋轢が出るような気がします。なかなか、今まで別行動をしてたものを一緒にする。というような大変な努力がいるんじゃないかなという気がします。

委員長：

ありがとうございます。では、今のご意見について事務局の方から回答をお願いいたします。

事務局：

そうですね確かに、現状でいきますと、本当に小学校が別々ですし、行事も別々で、やるタイミングも違うということで、それを統合していくというのってとてもすぐになってなると難しいのかなって思いうんですけども、ここの地区の公民館の建てかえというのが、いつになるのかというところが本当にまだ何年後って言えないぐらいのタイミングになってくると思いうんです。これから1回公民館建てるとそれからまた何十年という間を使うというものになってきますので、いざ建てかえというときの状況にもよるのかなって思いますが、一応そういうことを視野に、今後準備していくというか、西部の地区の方もだんだんやっぱり人口も減ってきているもんですから、西部地区だけで、これから、成り立つというか、ご近所同士の助け合いみたいなものとか地区の中の人の繋がりみたいなものが、西部だけじゃなくて、北部の人たちにもこう一緒に、一つの大きな地区として、繋がりを持てていけたらいいのかなというところもちょっと、思うところもありまして、なので本当に将来を見据えた形でというところで、こういった

提案をさせていただいています。

委員長：

今の、説明について〇〇さんいかがですか。

委員

西部と北部ですとね、川で離れてましてね。あっちの川の向こう側に行けないというような、小学校の時や遊びに行くときもね、どうしても同じ学区の中で遊んでるといふのあります。本当に、地域に根づいた公民館ということなら人口だけの判断じゃなくて、人口だけで判断してるといふことは、経費がもったいないで1館にしようというような考え方をとられる方もいるんじゃないかって思います。ただ将来的には、本当に統合していくべきものだと思いますけれど、その辺をね、うまく、時間をかけてやっていっていただかないと、なかなか難しい問題じゃないかなと思います。

委員長：

〇〇さん。

委員：

はい。西部地区は、小さいとはいえですねやっぱり歴史があるわけで、それこそ〇〇さんが言われる通り、すぐはできないんだろうなというふうに思います。ただですね、今ここで公民館についてのグランドデザイン検討委員会がここでやるとるわけですが、学校の統廃合についても、検討委員会が開かれておると思うんですね。そちらの方の、結論も、例えば、もう学校統廃合して一つにしようってなれば、当然公民館は一つになるけれども、そちらの方が、やっぱり二つのまま、今のままでいまましようとなったときに、公民館が一つになるというのは難しいじゃないかなということと思います。

委員長：

はい。〇〇さんのご意見はですね学校の方でも統廃合の検討委員会というのがあるので、その議論の状況を見守ってはということだと思っておりますが、これについては何か事務局の方から考えはありますか。

事務局：

そうですね。もちろん学校の動きというのは、注視していかなきゃいけないなあって思ってまして、本当にもしも、学校は統合してという形になって、そこに北

部と西部の一緒の公民館 1 個作るというふうになったときに、そうするとやっぱり地区ごとの集まる場所ってあるよねという話になると思うので、そこは今使っている公民館を地区の集会所として、それぞれ、そのまま使っていて地区の集まりはそっちで公民館の大きな行事みたいなものは、その中心の公民館でみたいな使い方をしていくのかなというふうには思っています。

委員長：

はい。ありがとうございます。これ今日のところは、どうでしょうかね。なかなか、うん。苦労してて。

委員：

西部の方でも、10年かかりましたけど、ある、サークルが10年かかりましたけど、今一つになって、教室を西部でやっている。で、西部公民館のところで、一緒になって発表しています。10年かかりましたけど、1人来て2人来て、北部の方から残ってた人も、やっぱり一緒にやろうってことで、あるサークルですけど、私が持っているサークルですけど、10年かかりました。初めは、そちらから来た人がちょっといじめに遭ったりしたけど、ついには、ついには、もそもそしてましたけど、全員西部へ引っ越しして、今は仲良くやるようになりましたので、10年と言わずに、やっぱりそういう地域のものが一つになるということは、時間がかかるとは思いますけど、いずれは蒲郡も、人口も減りますし、もちろん施設も新しく作るけど、やっぱり支援もかかりますので、やっぱり人口的に、やっぱり縮小していかなくちゃいけない。どっちかが折れていくには、運動会はそっちとか、そちらの広場でやる。祭りはこちらでやるとか、はじめのうちはそのぐらいの融通をきかせていかないと、へそ曲がりのお年寄りも多いもんですから、ゆっくと、時間をかけて進めていったらいいと思います。

委員長：

どうでしょうかね。

事務局：

いろいろなご意見ありがとうございます。先生申し訳ありません。一応ですね、今日が最終回ということもございますので、一つのランドデザインの方針としての、館の数は、ある程度決めるようなふうには仕上げていかないとまた、もう1回やりましょうみたいな話になりかねないので、その辺は1度、ご意見を範囲内からお伺いしていただいて、結論として一つ出してもらえたらなというふう

に思います。

委員長：

ということで、何らかの結論を出さなければいけないということなんですけれども。他の委員の方、いかがですか何かご意見ありますか。はい。では〇〇さんお願いします。

委員：

この、北部と西部が一つの公民館になるというのが、来年からっていったら、おそらくもう反発が出ると思うんですけど、これを10年ないし20年後、くらいにこうなっていくよというのをあらかじめ言っておけば、それに向けて、周りも理解が深まっていくのではないかな。今すぐにではなくて少しずつ一緒に努力をできるのではないかと思うので、いきなりこれだそうとすると反発が出るかもしれないけど、明日からじゃないよというような、将来に向けてだよということを強調して、周りの理解を、出ていくのがいいのかなというふうに思います。蒲郡ではないんですけど、私地元出身は青森県なんですけど、地元の方で小学校の学区とか、毎年見直しがあって、例えば新しい学校ができたというときに、線引きで最初、とりあえず仮には引くんですけど、今いる子は、前の学校、兄弟が卒業するまでは、前の学校でいいんだけど、その全部卒業しちゃったらもうこの地域は新しい小学校に行くんだよというような感じで、もう今すぐじゃなくて、10年後、20年後ずつ、学区が少しずつ移動していくという感じが普通だったので私がまごおりに来て、小学校の学区が全然変わらないという、逆にカルチャーショックだったんですけど、そんな感じで、今すぐ来年から変えるという反発が出ると思うんですけど。将来、20年後くらいに変わるよという感じに言っとけば、そんなにショックもなく、少しずつ心も変わっていくんじゃないかなというのを期待しています。

委員長：

ありがとうございます。その他の委員の方から何かご意見などあるでしょうか。この辺は非常に難しいデリケートな問題を含んではいますけれども、確かにすぐにこう、ね。建てかえがあるとか、或いはもしかしたら将来的には小学校の統廃合もあるかもしれないとか、いろいろ検討するということが、今後、あると思うんですよね。そういうふうに考えると、改めて、地区ごとのまとめりそのものを考え直すというのを一つの考え方ではあると思うんですよね。そう考えるとですね、私は蒲郡の人間じゃないので何とも言えないところはあるんですけども。将来的なこの地域像のあり方というのも考えて、蒲郡北地区について

は、北地区は一館ということで、考えるとか、或いは、仮に一館になったということでも、元の建物は集会所として残るとか分館として残すとかそういうアイデアもあり得ると思いますので、とりあえず、この北地区については、一館ということで、時間をかけてこの地域全体のあり方について考えていくというような形で進めていけたらどうかなというふうに思いますけれども、委員の方々がでしょうか。では、北地区はとりあえず、一館ということで、ただ細かい点の検討はまだしていく必要があるという形で、はい。ここの委員会としては、はい進めていきたいと思います。ありがとうございます。では、若干時間が押してきておりますけれども、進めていきたいと思います。では続きまして蒲郡南地区の検討について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

はい。蒲郡南地区です。横長の資料 14 ページからになります。先ほども説明させていただきました、中央小学校と蒲郡公民館こちらの地区に含めて検討させていただきます。16 ページに地図があります。現状こういった配置で、公民館が今、南の地区に四つある形になっています。別紙 1 の大きな地図の方をご覧ください。こちらの方で見ますと、南地区の方にある小学校のうち、東部小学校の東部公民館ですね。こちらは、一つの地区の中に一つの小学校と公民館という形で、一つのまとまりになっておりますので、東部公民館につきましては、このまま現状のまま、東部小学校と東部公民館、一館という形で良いかのかなあと思っています。残りの三つなんですけど、先ほど最初の方に〇〇さんの方から、C 案がいいと思うと言っていたんですけども、そちらの検討の資料が別紙 3 になります。3 枚つづりのホチキス止めしてある資料になるんですけども、別紙 3 から、別紙 3 の 1 から 3 の 5 まであるものですね。こちらの別紙 3 の 1 の方が蒲郡公民館の持っている地区と府相公民館の地区、小江公民館の地区、東部公民館の地区とそれぞれの人口の表になっています。蒲郡の半分から上のちょっと濃くなっているオレンジのところは蒲南小学校のに通う地区になっていまして、薄い色のところ下半分ぐらいが中央小の学区、でも、この蒲郡公民館がもう今すでに、二つの小学校の地区が跨っているような形になっています。そのことを、その裏めくっていただくとカラーで、中央小、蒲南小、竹島小という、図をちょっと作らしていただいたんですけど、これ蒲南小学校中心で作らせていただいているので、今蒲南小学校の、学区自体を地区が、大きくは四つ跨いであるような形になってましてこの上の蒲郡西と蒲郡東というところが蒲郡公民館の地区、緑色が小江公民館の地区、ピンク色が府相公民館の地区というふうになっています。こういった現状があつて、さっき〇〇さんがおっしゃっていたみたいに、蒲南小に通っている子供たち自身が、お友達同士で同じ行事に参加できな

いとか、公民館にちょっと行くことをためらうような状況になっているのかなというふうに考えています。そこで蒲郡公民館のこの半分に分かれているところで、AからCまでの案を、事務局の方で考えました。

別紙3の3のA案です。A案は蒲南小に公民館を新築して、小江公民館をそちらの方に持ってきます。小江公民館の現在の利用者が蒲南小学校の公民館を使う形になります。蒲南小学校の子供を、なるべく同じ公民館を使うようにというふうに、まとめようと思うと、現在の蒲郡公民館の利用者のうちの蒲南学区の地区を分離して蒲南小の公民館を利用させていただくように、お引っ越しをしていただく。という案がA案です。ただこちらの方のポイントとして、学区と公民館のずれはかなり解消するんですが、まだ、それぞれ蒲南小学区の子が蒲郡公民館に若干残っちゃったりというのが出てしまう。蒲郡公民館から新しいところへ、移ってねという住民の理解がまず、得られるのかどうか。これに関してはこの赤い字で蒲郡西という地区があるんですけど、蒲郡西地区の第二西町だけが、中央小の学区になっていまして、他の三つの西廓と、第一西町が蒲南というふうに地区自身も学区で分断されちゃっているんで、この地区を分けるということ自体がなかなか難しいのかなというふうに考えています。あと蒲郡公民館を利用させていただく地区の方が減るということで地元費がその分減っちゃうかなというところがあります。

1枚めくっていただいてB案です。B案は今度は中央小に新しい公民館を新築して、小江を廃止します。小江公民館の利用者は、今の蒲郡公民館を使っていた形になって、蒲南小の子たちが主に蒲郡公民館を使うというふうになります。今の蒲郡公民館を利用されている方のうち、中央小学校の学区の方たちは分離して中央小の公民館を使う。という案でどうかというのがB案です。こちらもさっきのA案と同じように、蒲郡西地区が分かれてしまうということと、若干その蒲南小の子が、そのまま中央小の公民館の学区の子がまざってしまうので、少し解消できてない部分があるというところですね。ほとんど、懸念されるところは、A案と同じです。

次のページのC案です。C案は小江公民館の利用者をすべて蒲郡公民館に引っ越しをしていただくという案になります。蒲郡公民館を蒲南小と中央小両方で使っていただくという案になります。そうすると、全部がみんな蒲南小も中央小も蒲郡公民館というふうになりますので、学区のずれは相当減るという形になります。中央小は今までもそうなんですけど、距離は遠いままにはなってしまうんですけども、もう一つ大きな問題点として、蒲郡公民館があまり大きな施設ではないもんですから町中にある駐車場もあまり多くない館になるもんですから、ここで小江の方たちが一緒になると、利用者の方が溢れてしまうということが懸念されます。そこで、事務局として解決策として考えたのがさっき先生が言

われたような分館の案です。蒲南小と中央小学校を改築するときには、公民館と一緒に使えるような部屋を作ってもらって、会議室だったり、調理室みたいなものも学校で共有させていただく部屋を準備してもらって、そこを公民館の分館として、一緒に利用していくというような、分館を用意した形にして、使えないかなというふうに考えました。先ほど〇〇さんがこのC案がいいなというふうにはおっしゃっていただいたんですけども。こちらの案で検討をお願いしたいです。

委員長：

ありがとうございました。かなりですね入り組んでいる状況になっているということで複雑な状況を検討していただいて、ありがとうございます。はい。ではですね、先ほどの説明について、AからCの案の内容についてですね、ご意見やご質問がある委員の方がいらっしゃれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、〇〇さんお願いします。

委員：

水竹の場合はその水竹会館というのも、集会所ですね、持ってまして。そこで、町の会合は公民館使わずにやっとするんですけど。この辺にはその集会所みたいなものって、私もちょっと南はわかんないですけど集会所とか、会館みたいなものというのは、この辺りは持ってないんですかね。

事務局：

小江地区には、集会所がなくでですね、その他の南地区の他の地区のへんは集会所みたいのをそれぞれ持ってたかと思うんですけど小江地区は公民館があるので、別で、そういう集会所を持ってないんですね。なので、もし小江公民館が、集約されるってなると、そういう集まる場、小江の人たちが集まる場所がないとなるかもしれないので、これに関してはもし公民館の利用者さんを蒲郡の方へというふうにした場合には、小江公民館を集会所として使っていただくとか、そこも地区の方たちと相談してという形にはなるのかなというふうに考えています。

委員長：

はい。ありがとうございます。それではその他、ご意見がある方いらっしゃるでしょうか。はい。〇〇さんお願いします。

委員：

もともとはですね形原地区と三谷は、一つの町ということで分けるなど。どうかっちゅうことで、まず、そういう意見も考え方もあるかなと思うんですけど。その二つを除けば本当 1 小学校 1 公民館が可能なわけです。だから、例えば、今の小江が、名前を変わるにしても小江が、蒲南で蒲郡公民館が中央小ということで、全部、すっきりで、1 小学校 1 公民館ができるなと思ったのが、ぱっと見ると、こういう A 案 B 案 C 案という形で、出てきたという。やっぱりこれ何回も聞くけど、財政的な面なのか、どういう意図でこういうふうに分けたか、ごめんなさい変な聞き方して申し訳ないですけど。はい。

委員長：

事務局からお願いいたします。

事務局：

蒲郡南地区に関しては本当に蒲南小学校の子がすごくかわいそうな状況になっていて、やっぱり蒲南小に作るというのがあるのかなと思って A 案で考えては見たんですけどもやっぱり学区と地区が全然合っていないところもありまして、蒲南小に公民館を 1 個入れるけれども、やっぱりそこで取りこぼしの子がいるのが地区としては本当は、蒲郡公民館、〇〇さんの家がそうなんですけど。本来地区でいうと、蒲郡公民館を使う地区にお住まいなんですけど、学校が蒲南小なので、蒲南小にある公民館を使うのか、蒲郡公民館を使うのか、というどっちを使えばいいのみたいなふうにもなっちゃうのかなと思うんです。もともとこの蒲郡南地区というのが、昔は大きな蒲郡町という大きな町で人口がすごく多かったので、そこで学校やいろいろ分かれていっちゃったようなところになっているので、もうみんな一緒にしようと思って、一つのところでみんなで使うと、綺麗にすっきり収まるなあというところで、三つ案を出させてもらって比較という形にはなっちゃったんですけど。

委員：

もともと総代区と学校と公民館というのはもう、非常に入り組んでおって、これはほんと解決できない問題かもしれないけれども、ただ、今までずっとこうやってこの会で話しあってきたことは、公民館が小学校に入ると、その小学校における子はどこの総代区だってことは関係なく、その公民館の子だとか、その公民館と違う総代区の子でも同じように扱っていくというような考えでおったかと思います。そういう意味では、今の時点で、すごい食い違っていてどうのこうのって言うけど、その学校に通っている子は、その公民館の子なんだという感覚でやってくんだから、10 年 20 年たてば、そういう感覚が普通になってく。逆

に言うとな今の竹島小学校の子って、もともとは、三谷の西区の子だったり、東部の平田の子だったり、府相の子が主ですけども。だけど、いざともとに戻そうという話になった時に、もう 30 年 40 年経った今になってみれば、もう竹島小の子。親であり子であって、元に帰りたくない。というふうになってるわけですね。同じことだと思うんです。今は、すごくうち複雑でかわいそうだって言うけど、そういう、さっきその公民館の子なんだというふうに決めて、ずっと経てばそれが普通になってくんじゃないかなという、思いもあります。

委員長：

ということでほか、ご意見ある方いらっしゃいますか。先ほど〇〇さんが、蒲南小の学校にお住まいだということなんですけど何かご意見とか、お考えとかそういうのというのはあったりしますか。

委員：

はい。先ほども申しあげました蒲郡西総代区に住んでおまして、道路挟んで向こう側が中央小学区になっているんですけど、子供たちとの交流は全然なくて、同じ総代区ってことになってるんですけど交流は全くないというのが、現状なんです。だから本当は、学区を切っちゃったら、総代区もそういうふうに分けちゃえばいいのになってあって、すごい勝手な思いなんですけど、よくの総代区と学区が不一致のところは、できるだけこう合わせるようにしてもらえればこういう問題も少しずつ減るのかなとは、思うんですけど。まあなかなか、いろいろ難しいなあとということころは、ありますよね。なんというか、ここの蒲南小に通う子は全部このまま蒲南小の公民館に行くんだというふうにしてもらおうと、すごくすっきりして、友達とみんな会えるし、そういうがこのいいんだけどなあとか、結構今のままだと、府相公民館で府相地区に住んでいる蒲南小の子もいるので、やっぱり、まだこの府相地区に住んでる友達だったりすると、その子たちは府相公民館使うんで、ごめんねって話なのかなとかって、やっぱり学区に 1 個がいいな。というふうな、思います。すいません。

委員長：

なかなかいろいろな意見が出て、どういうふうに決めればいいのか難しいですね。どうしますかね。〇〇さんはC案がいいんじゃないかというご意見をおっしゃっていただきましたけれども、

委員：

これはほとんど学区に沿ったような区分けになってきますし、うち水竹ですけ

ど、水竹も町名は、水竹だけど、常会は他の常会を下の方の新井だとか新井形、それから上の方は清田の常会に入っておられる方も結構いますんで、小学校区で分けちゃえばもうその町名なんて関係なく、考えてもいいんじゃないかなと思う。ただ駐車場不足だとかそういうのありますけど、それも歩いておいでって言えばいいんじゃないか。難しいですけど。あそこは本当狭いもんですからね。人が多くなると難しいという面は、あると思いますけど、その辺は、そういう状態になれば、皆考える気がしますんで。一応私としては、ずれが少ない、C案がいいんじゃないかなという気がします。

委員長：

そうですね、今までの皆さんの意見をお聞きすると、第1なのは、学区と公民館の配置のずれができるだけ少ない案がいいという。そういう視点なんじゃないかなというふうに思いますよね。そうしたときに、〇〇さんはC案が一番ずれが少ないんじゃないかなということで、C案がいいんじゃないかというご意見出しているんですけども。他の委員の方はいかがですかね。これ事務局が出してる案のいずれかに、今の話ですと、この委員会としての結論は出さなきゃいけないということになると思うんですが。いや、A案B案のがいいよという、ことであれば、はい、では〇〇さん、お願いします。

委員：

A案B案で、はっきり分けられないのかもしれないですけど私としては、A案が、いいかなと思っています。C案だと、中央と蒲南が同じ公民館を使うということですよね。A案だと蒲南に1個を作るとそこが蒲南で大きく分けて今の蒲郡公民館を中央が使うというので、きっちり切れないのかもしれませんが、であるなら、A案の方が私がいいかなと思います。基本的に今回は、学区に公民館を作ってくれたらどうかという方針で来てるのであれば、その後の運営のやり方とか、しやすさを考えて学区であるのかなって総代区よりも学区が、公民館の運用には適しているのであれば、なるべく、学区に合わせたほうがいいのかな、学区だとC案よりA案なのかなというふうに思っています。人口の比率でまた変わってきちゃうとちょっとまた話飛んじゃいますけど。それを考えると、さっき有料化のことについても、これは公のものとしてとらえるのであれば、人口に倍以上の差が出るところもあるんで。無料でないといけないんだろしなあとというふうにもちょっと考えが変わってきたというか、思っていますけど。私としてはA案が一番いいかなと思っています。

委員長：

うようなことを言われたわけだけでも、そんなことせんでもいい。東部の人たちだって府相公民館を主に活躍しとるサークルもありますし、現状、蒲郡市内のどこの公民館を使っても、蒲郡市民である以上、いいので、移ってもらう必要はないのかなということを感じるのと、1個、B案C案で気になるのは、小学校区の問題じゃなくて、もっと広い中学校区も、ダブってしまう。それまでは蒲郡中学区の蒲南、竹島小、中部中学区の中央小だけど、全部が一緒になるということは、蒲郡中も中部中も、もう一緒くたに、ここの公民館という、もっと大きいところまでごちゃごちゃになっちゃうような、感じがしちゃいます。

委員長：

これはなかなかすべての委員の方の、全会一致という形では決められないかもしれないですね。そうすると、本当はやっちゃいけないのかもしれないけれども、多数決ということに、なるんですかね、ちょっとそれはそれで緊張しますよね。事務局としては何か一つの案に決めなきゃいけないということですよ。

委員：

蒲郡公民館は施設として新しく立派ですけど、部屋は和室が下に二つあって、二階のホールは広いですけど、仕切れば三つに分けれます。何かお祭りするときには全部空けます。あと下には、調理室と、多目的じゃないですけどこういう会議室がありますが、お互いがいろんなことを使うのに、すごく私は、狭いと思います。ですから、合流したときには、どういう順番に使うじゃないですけど。全部合同になるのは大変難しいと思う。それがもう、まず、年寄りとかいろんな人たちが、市役所などにどうなってるんだ、何ヶ月も待たなきゃ順番が回ってこないとか、その教室とかサークルの楽しみの人たちが困ってしまうんじゃないかなあというのが、今ちょっとか感じます。上手にやるにはどうしたらいいかなと思っていますけど。

事務局：

その点についてはさっきも提案させてもらった分館。学校の中に、新しくお部屋作ってという形で対応したらどうかなというふうに思ってるんですけど。

委員：

府相公民館が広くなったんですね。空き教室が三つぐらい、自由に使っていいですよというふうだから。教室が三つ余分に。あるように、そういうふうになるといいですけど、蒲郡公民館は、少ないですよ。だから、交通の便利はいいですけど駐車場は狭いので、何かの時には図書館を利用しに行ったりして使ってい

ますけど。歩くときにはもう、くるりんバス。公民館に朝 1 回、午後 1 回と、年寄り子供でこう回ってるということも申しあげましたけども、そういう交通の便ということよりも、今現在、るんるんで各公民館で使ってる人が、今と同じように使えるかということになると、もめる原因は一番は料金のことよりも、使える使えないの事の方が大きいんじゃないかなと思いますけど。

事務局：

府相公民館も公民館部分だけでいうとあまり大きくなってですね。ただ、府相公民館は新しいので、今利用率がすごく高くなっています。それを対応するために、今蒲郡公民館って、午前、午後と夜という三つの枠でやってるんですけど、府相公民館はそこを 4 枠に増やして対応しています。まずそういった工夫をすると、または入れる枠って増えていくので、そういうやり方も一つありますし、分館というところも、考えられるのかなというところなんです。今蒲郡公民館自体の利用率は全体で 36.7%。というように、なっていますので、実際にはまだ少し余裕あるのかなという気はしています。もう一つ、ちょっと事務局として考えているのが蒲郡公民館と蒲南がすごく近い位置にあるんですね。近い位置に二つ公民館があるということも、それだったらむしろ、中央小に作った方が現実的なのかなというのがありますね。狭い地域に、3つの公民館がありますからこの地区の方が、そこで整理をしていこうというふうになると、それ以降新しく蒲南小作っちゃうと結局また蒲郡公民館と蒲南と近いところであって、どちらがどっちを使うみたいなことにもなりかねないなという思いがありますので、このあり方の書き方になるんですけど、蒲南に作る、中央小に作るというところまでの話は、まではしないんですね。この地区で何館あったらいいと思うという書き方をしていくので、東部と府相はこのままということになると、蒲郡公民館も今新しいので以降残りますよね。そこで、もう 1 個、中央小学校にもう 1 個作って 4 館というふうにするのか。蒲郡公民館を両方を使って 3 館というふうにするのかというところの判断までしていただけるといいなって思うんですけど。

委員長：

はい、〇〇さんお願いします。

委員：

A案B案ってあるんですけど、両方、今、市が蒲南小と中央小の中に、そういう窓口があるという方が、いいと思って。というか今、蒲郡公民館、近いとはいへちょっと離れてるので、やっぱり両方の小学校の敷地の中に、窓口があるというのは、とても強みだと思うので、ちょっとそういう考え方でいくと、両方にある

というとC案かなというような感じで、竹島小じゃない府相公民館を利用して子たちが蒲南小に窓口があるんで、そこを使っていいよというふうになれば、いいのかなというような気持ちもしますので、C案かなというふうに思います。

委員長：

はい。ありがとうございます。ちょっといろんな意見が出てどういうふうにまとめていいのかというのが、委員長としても、もうほとんど学区と総代の関係とか、私にはもうほとんどよくわからないので、だんだんもう頭の中が、何というんすかも空中分解してるという感じになってるんですけども。最終的にどう決めるかということなんですが、〇〇さん自身がですね、蒲南の学区にお住まいということで、〇〇さん自身としてはいろいろな案があり得るんですけども、分館があつてそこに窓口があると、そういう形になると、使いやすくなるのではないかというそういうご意見だと思うんですね。そういう点でいうと、最終的には、ちょっといろんな意見があつてちょっとね異論とかもあるかもしれないんですけども。ここの委員会としてはC案としてまとめるという形に、してはどうかかなというふうに私は思ったんですけども他の委員の方はいかがですか。

委員：

ごめんなさいね。

長引かせちゃって申し訳ないんですけど、分館って一体どんな形なのかというのが非常に、掴めないんですけども、そこには常駐の職員がそれぞれおるということ。すると、なんか館が増えちゃうっちゃうか、どんな形なのかなというのがまずわかりません。

事務局：

地域学校協働活動の方が進んでいくのかなと思ってるんですけど。そこに窓口自身が学校にあつて、蒲郡公民館を両方が使うとなると、窓口を学校に作らなきゃいけないというのがあるんですね。なのでそこに地域コーディネーター的な方がいる部屋みたいなものがどっちにしても必要にはなってきますので、その方のいる時間帯を使っていただけるようなものを想定してるんですけど。

事務局：

例えば、分館のイメージですけども、今の他、前回見ていただいたのは、府相公民館と竹島小の組み合わせで、あそこは建物が隣接していますが、仮に公民館部分がなかったとしたら、学校の南校舎のところだけ共用部分として使えるようになってるじゃないですか。あんなようなイメージしてもらおうとわかりやす

いかなと思います。そこに、人が常駐するかしないかというのはその時の運用によるかもしれませんが、少なくとも学校施設の一部ですので使えないってことはないと思いますので、その時に最初、〇〇さんが言われた、地域のアドバイザーみたいな方とか、事務局から言ってるコーディネーターみたいな方が、ある何らかの時間帯にいると思いますのでそういったところで交流が生まれるのかなあと、連携ができてくるのかなと、そういうイメージで間違いないかなと思います。

委員：

小江公民館、それから蒲郡公民館、利用率が30何%で低いという話だったんですけど、東部公民館なんか10何%。もう、田舎の公民館ほど、利用率が低いわけです。30何%で低いのかというと、そんな午前の時間にいっぱいになるということではなくて、ほとんど、夜ならもうどこも満杯、もう借りられないね。ちょっと時間帯で考えたら、やっぱり、今の小江公民館と蒲郡公民館が、1個になったときに、かなりのクラブ教室が使えなくなることは間違いないと思います。翌朝やりなさいって言っても、朝できないし。どうしても使えない時間があるので30何%になっちゃうというのが現状だと思います。

委員：

例えば、名前挙げてはいけませんけど、皆さん内緒にして、ダンス、卓球、囲碁、将棋の方たちは、年代が長くやってらっしゃるので、貸していただくのに、動いていただくのに、土日に子供たちと遊ぼうとかそういう方たちが、もうものすごい、お願い奉らないとなかなか、場所を貸してくれない。ダンスは週2回もやってらっしゃって、大ホール全部やホール全部使っていますよね。ですから週2回、水曜日と土曜日かな。一番いいところを長年使ってらっしゃると。一番いい皆さんが集まる土曜日とか日曜日になると、ダンスにお願いに、卓球にも、囲碁、将棋にも大先生たちにもう頭。二月、三月、下げに下げて、やっと了解を得ないと現状はなかなか貸してもらえないですので、どうでしょうかね。大変な、皆さん、名前挙げて申し訳なかったですけど、現状はそんなところで、古い方が根を生やしていますので、だから、そういうのもどうしたら仲良く貸していただいたり、使わせてもらったり、そういうことも、これからの議題だと思いますね。古い人たちが、おります。

委員：

将来的なことだってありましたけど、今の状態ですと、C案ですね、南部小、中央小に分館ということですよ。この中央小に公民館えおおいて、蒲郡公民館

を分館にすれば、今と同じような、ただ人がいない、利用するとき人が来るといっただけ、ダンスだなんだってというのは、その時に開けてくれる人がいれば、別に問題ないと思うんですよね。ですからそういう考えもあってもいいんじゃないかなという、気がしますがね。ですから、中央小学校に公民館にすれば駐車場もありますよね。それで蒲郡公民館ですか、あるいは分館にすれば、そのサークルが使う人だけの利用というならそんなに、回数も少ないですし、そのときに、開ける人が来てくれればいい。そういう考えもできるんじゃないかなという気がします。

委員長：

ということでもうそろそろ、予定の時間過ぎちゃいましたので、結論を出さないといけないということなんですけれども、分館については、これは市町村の財政によりますよねだから。財政的に余裕があるところは常駐の職員も置いてるところもあるという。でもそうでないところもあるというそういう形だと思いますね。実は地区公民館でも常駐の職員を置いてない市町村というのはあって、そういうときは、やっぱり地域の方で管理人さんという方がいらしてその方から鍵を借りて使う。というところも結構あったりするんですよ。なのでそのあたりは、やっぱり利用する方に不利益が出ないように、柔軟に、運用の仕方を考えていくということだと思いますよね。だからそういう点でいうと、とりあえず、委員会としては、C案ということではどうかというふうに思うんですけれども、今、〇〇さんがいらっしゃらないので、はい。ですけれども、いかがですか。よろしいですか。〇〇さんが来てから確認したほうがいいですかね。そしたら、若干、待っていると時間ももったいないところで、そうしたら、名称の話にとりあえず一旦移りますか。

4 施設の名称について 資料 P.24

委員長：

では次第の 4 の名称について施設の名称についての説明に一旦移りたいと思いますので事務局よりお願いいたします。

事務局：

はい。最後のページです。5 の施設の名称についてというところになります。当初、中央公民館と交流館というふうな仮の呼び方で、ずっと、説明の方もさせていただいてきてたんですけれども、そもそもその交流館というふうに私たちが、

仮でつけた名前というのが、検討の中でもしかしたら社会教育法適用外の施設になるかもしれないというところもちよっと念頭にあったものでして、今、豊田市さんは交流館というふうなものが出てきてるんですけど豊田市の交流館は社会教育法適用外になっています。今回、私たちの検討の中で、蒲郡の公民館は社会教育法上の施設で運営していきましょうというふうな形で検討の方ができていますので、交流館という名前に必ずしもする必要がなくなってしまったんですね。なので意味合いとして本当に公民館という、そのままの施設になっていくんですけどけれども、ただ、まずそのイメージを今と変えていくという意味で、新しく名前を変えたほうがいいのか、それとも、このまま今のまま公民館のがわかりやすくていいじゃんというのか、その辺と、もし今後、今日ここで、新しい名前これにしましょうって決めるふうではないんですけど、将来的に名前の方を変えていきましょうってなったときには、こういう方向性の、どういう雰囲気の名前がいいのかなというのを、ちょっとお話をお伺いしときたいなって思って議題に挙げさせていただいています。中央公民館については大体どこの市町村も、中央公民館とか生涯学習センターみたいな言い方のところが多かったんですけども。他市の例です地区の公民館みたいなものの例を挙げさせていただいています。この中でも、やっぱりこの名前から、どういう施設にしたいのかというのが見えてくるような名前があります。この地域交流センターというのは交流に重きを置いてるのかなとか、学習面ではなくて交流面なのかなみたいなそういうのが読み取れるような名前になっていますので、私たちのこのがまごおりの公民館は、じゃあどういう名前がふさわしいのかというところを、方向性だけお伺いしておきたいなと思っております。以上です。

委員長：

はい。ありがとうございます。この点について、委員の方から何かご意見とかご質問などあるでしょうか。これはかなり、よくわからないというか、そういうことだと思っただけです。市民目線から見ると、なので、若干専門家というか社会教育を専門にして見地からお話できればと思っているんですけども、一番大事なのは、中央公民館なり地区公民館なり、そのことですね、どういう人を育てようと思っているのかとか、あとどういう地域を作ろうと思っているのか。そこをどう考えるかで名前が決まってくるという話だと思います。そもそも社会教育の中心的な施設として公民館というのが法的に決められてるというのがあろうと思っただけですけども、この公民館という名称になってるのも実はこれは社会教育の関係者からするとこれは強い思い入れがあつてのことなんですね。公民というのは、簡単に言えば、地域とか市町村、それに責任を持ってその地域の政治であるとか地域づくりに参画する。そういう住民のことを公民というふう

に言うわけですね。なので公民館という名称というのはそういう住民を学びによって育てていきたいよという、そういう意味合いが込められているわけですよ。なので、やはりそういう蒲郡市の公民館で何を指すのか、そこを念頭に置いた名称が好ましいのかなというふうに思います。だからそういう点で言うと、やっぱり公民館というのは単なる会議とか、活動で借りる部屋を借りるだけの館ではなくって、社会教育を行うとか、地域の交流を深めるとか、そういう、そのことでもって地域づくりを深めるとかそういう思い入れがあるということだと思いますので、やはりその点を念頭に置いて検討していく必要は少なくともあるだろうなというふうに思います。通常交流館ですとか、地域交流センターとか、コミュニティセンターとか、触れ合いセンターだとか、まちづくりセンターだとか共同センターというふうになると、これは本当に、地域をつくっていくという理念はありますけれども、人を育てていくという理念、そういうのが薄い。そういう名称だというふうにいえるわけですよ。

そもそもコミュニティセンターというのは、何て言えばいいんですかね。公民館とは違った、そういう地域の方は、借りるだけというそういう施設として、構想されてるという面もあつたりなんかして、やはりその名称の裏にはですね、やっぱりそれなりの思いが込められているということなんですね。なので、公民館の理念ということを考えて、地域のあり方というものがイメージできるということと、あと、学び、とかね、教育、そうしたものが理念に含まれてくる、そういう名称を考えていくことが大事かなというふうに思いますね。なので、中央公民館に関してはこれは生涯学習センターでも中央公民館でもそういう理念はあらわれてくるかなというふうに思いますし、交流地区公民館の名称については、この他市の例で挙げられている、そういう名称でいうと、文化センターとか楽しいという字を使う楽（がく）習センターとか、生涯学習交流館。この名称にはですね、それなりに学びによって住民を育てていくという理念が入ってるのかなというふうには個人的には思っております。なので、そうした公民館で何を指すのかというものを深めた検討を、今後も、これは、今回は決められないということだと思いますので、続けて検討を続けていただければと思っているんですがその辺はいかがでしょうかね事務局としては。

事務局：

そうですね地区の公民館でも、もちろん交流の方をもっともっと広げていきましようというようにお話はさせていただいてるんですが、学習の方も引き続き今と同じような形で講座とか、クラブサークル活動というのは続けていただくことになっているので、地区の公民館でもしっかり学習はしていただくというところは、ぜひ残したいなって思っていますので、交流面と学習面と両方、意味

合いとして入ったものがないなというふうには思っています。

委員長：

ありがとうございます。いずれにしてもですね、名称そのものも変更するのかということも含めてですね。今回、4回検討を深めていったわけなんですけれども、その検討に沿った名称をね、考えていければと思いますので、はい。この点についてはまた引き続きご検討よろしくお願ひしたいと思います。では、次第の4についてはこんなところでよろしいでしょうか。ちょっと時間も押しておりますので若干急がないといけません。なのでまた次第の3に戻りたいと思います。○さんがちょっと席を外しておられたので、まだ、A案、B案、C案でいくのかというそこが決められなかったと思うんですけれども。

事務局：

先生、ちょっと申し訳ありません。

委員長：

はい。

事務局：

時間もあれですけれども、今回事務局のA案B案C案に関しましては、委員の皆様にご検討いただくための材料の具体例としてお示ししております。他の地区がですね、例えば、最初の前半の説明で、大塚なら1館だとか、三谷でも1館だとか形原も、2館ではなく1館だとか個数でお示しをさせていただくような方向性でいきましたので、蒲郡南地区に関しても、館の個数で、数字を出していただいたらなと思います。ご検討いただいたいろいろお考えあると思いますが、我々事務局の考え方としては分館みたいなものは、正式な個数には含めないというふうに考えてまして、そういった意味で、C案ですと、蒲郡公民館がメインで、あとは連携の部屋があるよというような言い方をしましたけど、そういったことをちょっと踏まえてですね、我々、今後の公民館が将来、地域づくりですとか、社会教育をどうやって広めていくかみたいのところまで含めて、将来像として決めていきたいと思います。事務局の提案としては、3館プラス連携室みたいなものというものがございますので、その辺でお諮りいただきたいなと思います。

委員長：

はい。ということで、C案というような諮り方じゃなくって、館の個数で示して

いきたいということですね。そうすると、館の個数は、3館で、いわゆる分館にあたるようなそういう連携室みたいなのを、各学校とか、そうした、もともと公民館が建ってる場所とか、そうしたことも、設置するということも含めて、検討するということの提案ですよ。なので、再提案があったみたいなそういうふうに受け取っていいと思うんですけども。では、今事務局から提案があった案で、委員会としては、どうですかね。それで決めていければと思うんですけどもいかがですかね。そうすると、今の提案ですと、一応、皆さん方の意見も言って、受けとめた、そういう提案になってると思うんですが。よろしいですか。はい。それでは一応3館プラス、また別のところに連携室のような或いは分館のようなものも設置を検討していくということで、委員会との結論とさせていただきますと思います。ありがとうございました。それでは次第の3については、よろしいでしょうか。

では最後、次第の5その他に移りたいと思いますので、はい、事務局よりお願いいたします。

事務局：

はい。では皆さんお手元に蒲郡市公民館のあり方についての案をご準備いただいてよろしいでしょうか。ちょっと時間もあまりないので、急いで、確認をさせていただきますちょっとポイントとなる場所だけですね、確認をしていきますので、お願いします。これを確認後に、皆さんからもし、ここが足りないよとか、違うよねみたいなのがあったらお伺いしたいと思いますのでお願いします。まずですね。4ページです。最初に現状と課題ってのがあるんですけども、施設自体が古い館が多いよというところを説明させていただいて、4ページの方も利用率が低くなっていますということが書いてあります。7ページのところですね。講座の開設状況なんですけども。講座の方が人気がある講座というのが結構あるんですけどもそういったものがたくさん入りきらないので地元の方たちに限定という形でやってたりとか、あと毎年恒例的に充てるものはもう利用者が固定されちゃってるというところも見受けられるというところがあります。10ページのアンケートの結果の方から、利用者の固定化というところ。アンケートのところ、問3の70代が突出して多いんですが、そういう方がほぼ毎週とか月に1回は利用しているというようなお答えをされているというところから利用者が固定している。というのが見えてきているのと、あと利用者の拡大の可能性ですね。アンケート結果を見ると、公民館の利用について興味があると言ってる人達が年齢が下がるほど低くなっちゃうんですけど、公民館で何ができるか知りたいというのが30代ぐらいまでは、興味があるという方が、多くなってくというようなどころだったり、そういったところを見ると、まだまだ利用者増加

の可能性があるよというのが見えてきます。実際、今、公民館でいろんな講座をやってもらってるんですけどもそういったことがもしかしたら知ってもらえないというのがあるのかなというところで、もっともっとPRをしていかなきゃいけないのかなという。ところも見えてきました。別のアンケートで、公民館にこれから期待することというところで、防災機能とか、地域で子育てを支援する仕組みみたいなものについて期待が大きいというものも見えてきました。もう一つの問題点として先ほどから話題になってる学校区と総代区の、差異ですね。境があるというところからちょっと利用しづらい状況が生まれていますというところを問題点で挙げさせていただいています。それについての課題が17ページに、丸で、箇条書きで書いてあるんですけども、こういった課題を解決するために、18ページの目指すべき公民館、というところで、機能を二つに分けて、それぞれの市民の方たちのニーズにこたえられるような形、体制をとっていったらどうかというようなことを書かせていただいています。主として、社会教育機能を果たす公民館ということで、全市で一つの中央公民館を、作りますということ。もう一つが地域の交流拠点機能を果たす公民館ということで、現在の公民館を、地域の交流拠点機能を担う地区公民館として、もっともっと交流を深めていきます。というようなことが書いてあります。19ページのところに、中央公民館の方は、地域の公民館の職員の講座の企画のフォローをしたりということをしなが、19ページの下の方の(3)のところなんですけれども、地域の住民が自然に集まれる施設、自由に使える交流スペースみたいなものを確保してみんなが集まりやすい公民館を作っていきたいと思いますということが書いてあります。その下のイのところ、公民館のPR方法を、もっと今、インターネットなどが普及しておりますのでSNSなどを使ったような、PR方法を考えていったらどうかということも書いてあります。で、21ページの図の方なんですけれども、現在の公民館が肌色の枠に囲まれてるんですが、今と同じ社会教育機能と地域交流拠点機能というものを持ちつつ、もう少し地区の公民館として、交流の部分を広げていきたいと思いますというような図になっています。それに対して中央公民館の方が、社会教育を専門に担う施設として、社会教育主事などを配置して、いろんな講座を企画したりというところも合わせて、あと地区の公民館の企画、講座の企画のフォローをしてったりというところで、関連していきますよということと、あと市役所とかと連携した講座の開催だったり、地元企業さんとの連携の講座を開いたりというふうになります。23ページの方に留意すべきのところなんですけれども、クラブから、現在の地区公民館のクラブサークル活動はそのまま維持していくよということと講座も今まで通りやっていくよということ。あと子供会とかジュニアリーダーさんと連携していきますよ。ということ。あと一番下のキのところ、コロナに対することを少し書かせていただいております。

ります。ここにちょっと追加しようと思ってるんですけども前回社会教育法適用外にはならなかったんですが、将来的にももしそういうことをまた検討するようなことになった場合には、条例上で、きちんと社会教育、社会教育法に沿った形のを、細かく作っていきますということを書こうと思っています。25 ページですね、社会教育法のお話です。利用拡大をしていきますというところで、25 ページのところ、公民館の利用制限を見直すのと同時に、利用の基準を具体的な基準をきちんと作りますということが書いてあります。次が施設の配置の話です。こちらに、それぞれの地区ごとの館数を何館にしますということと、34 ページの北部のところなんですけども。北部をもし1館にした場合には、地区内で利用しやすい位置を検討しますということと、あと既存の公民館施設は地元と協議するなどしてその役割を考えますということを書いてあります。38 ページの蒲郡南地区のところですねこちらも地区で、3館と書かせていただいています。先ほどのお話で、分館のことも出てきましたので、分館についてここでは触れてないものですからこちらに分館について、書き加えさせていただこうと思います。こちらも既存の公民館施設は地元と協議するなどしてその役割を考えますというふうに書いてあります。はい、以上となります。

委員長：

ありがとうございます。ではですねもしご意見があればお願いしたいんですがいかがでしょうか。私が読ませていただいたところ、概ね委員会でこれまで議論してきた内容をまとめて、うまくまとめていただいていると思ったのですが。委員の皆様から何かお気づきの点があったらよろしく願いいたします。

委員：

中央公民館という名前になるか何かわかりません。それ今のところは、この市民会館を使うということが前提でしょうか。そういうことですね。一つの、ピラミットの一番上が、この市民会館ということですね。この市民会館は、建て替えるということはないですか。このままの現状でしょうか。

事務局：

まだ、その辺は全く全然決まってないんですね。中央公民館も、今は例えばという書き方をさせていただいてるんですけども。そもそも新しい施設を建てるということはないので、そうするとやっぱりここに位置的に建物としても、ここがいいのかなということと、決まったことではないんですが、こういったところに置いておいたらいいなというふうに書いています。

委員：

そうですか。現状では、この市民会館が一番、愛知県というんですかこの東海の中でも、ものすごい古い建物じゃないかと思うんですけども。何か事があった場合は、私もここ 50 年ぐらいこの市民会館、文化協会で利用させてもらっていますけど、大きな地震も受けまして、そこの門も閉めたこともございます。大変にぎわったのは昔、映画をやっておりまして、その映画とか、市民会館の人たちもピーアンドピーさんというんですけど、一緒になって頑張ってお客を入れるようにということで、春は桜まつり、夏は盆踊り、秋はハロウィン、冬はコンサートとやったんですけど、なかなか続きませんで、今、辛うじてハロウィンとコンサートが残ってるかなという感じでしたけど、お年寄りが一番集まったのは、映画とそれから無料の健康診断。それと地域の盆踊りも。なかなか遠くの方からは、皆さんいらっしやいませんで、この辺の地域だけです。ですから、いかに年寄りの方とか、子供たちを集めるには、やはり足ですね。くるりんバスとか、何でもいいですからみんながここに寄ってくるような、まず足をお願いいたします。

委員長：

はい。

ありがとうございました。

コミュニティバスとの連携については、記載していただいていますよね。

事務局：

そうですね、くるりんバスの方も、だんだん範囲も広がってきていて公民館自身もすごく関わって、新しい路線の方を広げていくのに公民館も関わってやってもらってるもんですから、そういったこともこの中に落とし込ませていただいています。公民館に行きやすくなるように、そういったコミュニティバスとの連携をきちんとしていきますということを書かせていただいていますので、ご安心ください。

委員長：

他の委員の方から何かお気づきの点などあるでしょうか。よろしいでしょうか。そうですね。私の方も読ませていただいて、何点か気がついた点があるので、一言ずつだけ、お話をさせていただきたいと思います。要は社会教育機能を持つ中央公民館と地域交流拠点機能を持つ地区公民館という形で役割分担をしていくというのが案の最大の柱だと思いますし、委員会でも議論をしてきたことでありますけれども、もちろんその後もですね、地区公民館でも講座とかは、今開かれるわけですので、はっきりと、完全に分けられるというわけではないので、主と

して社会教育機能とか、主として地域交流拠点機能とかそういう言い方にしてはどうかなというふうに思ったのが1点ですね。

あとはもう一つはですね、20ページのところに専門の職員を配置しますということが書いてありますけれども、社会教育を専門にしてる立場からはここに括弧書きで、社会教育主事などというふうに入れていただけるとありがたいなというふうに思っております。やはりそのあたり、専門的な大学の社会教育主事課程で学んで、卒業した、そういう市役所の職員の方が入っていただけるとというのがやっぱり専門性を保障することになるのではないかなというふうに思っています。あと、このレポートの中ですれ随所に、公民館職員の研修というふうに書いていただいて、これは第2回の委員会で随分議論になったことだと思いますけれども、やはりこれがやはり一番大事ですよ。幾らグランドデザインを考えても、そのグランドデザインを実行に移せる公民館職員が育たなければ本当に絵にかいた餅になってしまうのでとても重要なことだと思っております。これに関してですね、法律的なものを私の方で調べてみましたら、公民館ですね設置者か任命権者か、どちらかで研修というものは充実させていくというような、法の定めがあるようですので、なのでこれについては、これ別立ての項目を立てていただいて公民館職員の研修みたいな形で、それで設置者である教育委員会が、公民館職員の研修の機会の充実をさせるみたいな、そういうような形で入れていただけると良いのではないかなというふうに思います。はい。委員会でも議論になりましたけれども、愛知県で一番社会教育が盛んだと言われる豊田市は、公民館、今は交流館って名前変わっちゃいましたけれども、公民館の職員さんを毎年何名か、社会教育主事の講習会に派遣してるというそこまでやっておりますので、そこまでやるかどうかともかくとしてやはり研修の充実というのは、社会教育を発展させるためには不可欠だろうと思います。

あと、1点ですね気がついたところはですね、25ページのところに利用拡大に伴う使用料の徴収についてのところですが、これはこの委員会の最初の方で話題になった、私が発言したことと同様で、受益者負担の原則という今、市町村で常識になってる考え方というのは、公民館とか社会教育の教育を受ける権利という、憲法の考え方と若干整合性がとれないというか矛盾するところもありますのでバッティングするところもありますので、ここについては、もう少し表記を検討していただければというのが私自身の意見になりますので、もし参考になるようであれば、はい。検討していただければと思っております。それでは、この次第5のその他のこのあり方についてはよろしいでしょうか。ではありがとうございます。そうしたらですね、今後、委員会としては、あり方についてはこれを加筆修正しながら進めていくということで、委員長である私と事務局の方で相談しながら、今日出された意見なんかをもとに、完成形を作っていくたい

と思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ではですね、最後になりますけれども、当初の私の予定ではですね、委員の皆さんに一言ずつ感想を言っていただこうと思っただけなんですけれども、ちょっとかなり押しておりますので、簡単に私の方から4回の委員会を振り返ってということでお話をさせていただきたいと思っております。

やはりですね、とてもよかったなと思っっているのは、事務局が出した提案をですねそのまま承認するという会になるのではなくって、各社会教育の関係者の皆さんからですね、自由闊達に、特に今回はそうですね、意見を出していただけたのはよかったかなというふうに思います。社会教育で一番大事なのはですね、こうやって意見を出して話し合いながら学びを進めていく。これが実は社会教育の世界では一番大事にされてきたことであります。なので、そうした事がもう、実践できた4回の委員会ではなかったかなというふうに思いました。そうした点でですね、皆さんのこれまでのご協力には、私から心より御礼を申し上げたいと思っております。はい、この点が1点目です。ありがとうございました。

あと、もう1点目なんですけれども、今回の最終的な案としては社会教育機能を持つ中央公民館と地域交流拠点機能を持つ地区公民館、概ねそれでいきましょうという形で、話が進んでいったと思うんですけれども、この市公民館というのが地域交流拠点の場所なのか、学習とか社会教育の場所なのかというのは、実は、ずっと社会教育の世界では論争になっています。というのは、地域交流機能を重視すると、やはりですね、体系的な教養を学べる講座とかそっちの方面がどうしても弱くなっちゃうんですよ。一方、そういう面を強くしていきましょうというふうになると、今度は地域交流拠点機能が弱くなる。それが全国の社会教育の実態なんです。その点を考えると、今回蒲郡市の結論として出された、両方役割分担しながら、適切に連携をとっていきましょうというのは、そうした社会教育の実態に対して、鋭く切り込もうとしている。かなり挑戦的な案になったのではないかなというふうに思っております。ですので、これが絵にかいた餅で終わらずにですね、今後もですね、引き続き、これの実現についてね、努めていただく中でですね、蒲郡市の社会教育、公民館活動がますます発展していくことを私としては祈りたいなというふうに思っております。その際は今回委員として出ていただいた、皆さんにもですね、いろいろとまた引き続きご協力をお願いする機会もあるかもしれませんので、その時は引き続きよろしくお願いいたします。この2点をもってですね、私の最後の感想とさせていただきたいと思っております。

皆さん、4回の委員会、長々とね、大変でしたけどご協力いただきまして、ありがとうございました。それではこれで委員会の審議としては終了ということ

になりますのでまた事務局の方にお返ししてよろしいでしょうか。

事務局：

はい。先生どうもありがとうございました。皆さんもですね、第1回目から今回第4回目までいつも予定通りにいかずにですね、こんなふうに時間延長してしまいましたけれども、十分ですね、ご議論いただきまして私たちも本当に感謝しております。私自身、生涯学習課で公民館を見るのは2年目なんですけれども、すごい勉強になりましたし、これから皆様ですね、気持ちをちゃんと、この中にちゃんと納めてすべてですね、取り組んでいかなくちゃいけないなど本当に思いました。本当にありがとうございました。実施の内容はですね、また蒲郡市の公民館のあり方ということで、パブリックコメントとかをしてですね、3月議会に出すということで、最終的にはこの今日見ていただいたあり方の案を、正式なものに仕上げていきます。現状の段階ではですね今見ていただいた通り、直すべきところがいっぱいありまして、言葉遣いですとか、もう物の書き方や表現の仕方がまだまだ全然整ってないので外に出せるものじゃないんですけれども。期限に間に合わせるよう頑張って取り組んでいきたいと思います。そして先生のお言葉にありましたけれども、また最終的なものは、ご確認いただいて、委員長の内容の確認を済ましてですね、示していきたいと思いますので、その辺はですね任せていただけたらと思います。それでは4回にわたる委員会で本当に、ありがとうございました。おかげさまで、この公民館のグランドデザインとしては素晴らしいものができたんだと思います。本当にありがとうございました。皆さんちょっと時間たくさんオーバーしてしまいましたけどありがとうございました。また、ちゃんとしたものを作って、出していきますので、よろしく願います。